

公平・公正の新市建設に向けて

田嶋 均

19年度以後の幼稚園送迎バスの方針について

問 調整方針では、18年度花園幼稚園の送迎バスは契約上の問題で1年間延長するが、深谷市においては、19年度以後は廃止すると決定している。3月議会における市の答弁は調整方針と食い違いを感じるが、この間、基本方針に変更があったのか。

答 食い違いは、現在バスを運行中であること、過去の利用率は65%を超え地域の強い要望があることから、19年度の運行継続については、前向きに検討してまいります。

問 18年度予算では、花園幼稚園送迎バス運行経費、820万円のうち、受益者負担金110万円である。他の幼稚園において保護者から送迎バスの強い要望があったが、財政上の観点から断念した経緯がある。花園の幼稚園バスを19年度以降も継続するのであれば、他の地域も住民の強い



花園幼稚園バス

要望により実現するの。答 過去36年の実績があり、現在も継続中であることから、他の幼稚園での運行は考えておりません。

問 新市が旧自治体の既得権益を認め、花園幼稚園の送迎バスだけを19年度以後も継続するのであれば、合併の調整方針とは何か。新市の公平・公正の行政運営とは何か。

答 財政的な面から合併を選択しましたが、地域に入ると地域の特性、歴史的経緯があり、全てを統一することは困難です。財政面だけでなく、総合的な見地から判断してまいります。

問 合併後明戸駅周辺開発整備計画については、支所から本所へ移行したとのことだが、今後の計画を伺う。

答 旧川本町の第四次総合振興計画の中で、新たな住宅地形成に努めるとなっています。今後新市として総合振興計画を策定していくうえで、明戸駅周辺をどのように位置付けとするのが最良なのか十分検討してまいります。

問 明戸駅周辺排水処理について。

答 どのような対応が可能か地域全体として調査検討が必要、解決にはもう少し時間を要します。まずは測量から行ってまいります。測量だけでも大金がかかるので将来的には来年度以降になります。

問 公共下水計画について。
答 明戸駅周辺区域は、公共下水道の全体計画区域には入っていません。都市計画決定及び荒川上流流域下水道事業の整備をするときは、事業認可を

明戸駅周辺開発整備計画

吉野茂男



明戸駅周辺

受けなければなりません。平成19年度から3か年の、新市としての下水道整備計画を定める予定になっていきます。新市の優先順位を検討し策定します。

問 明戸駅南優良田園住宅開発について伺う。

答 平成17年9月業者より農振除外申請が旧川本町に提出され、これを埼玉県に進達しましたが、優良田園住宅基本方針及び、建設計画について埼玉県との協議が十分に進められていないため、農振除外申請を一旦取り下げないようにと県からの要請を受けました。

広告事業の推進による税外収入・財源確保策の推進を！

三田部恒明

問 地方自治体が保有している様々な資産を広告媒体として活用することにより、収入を得たり経費削減を図るべき。
答 現在水道メーター検針票及び、市民課窓口の封筒への企業広告を実施しており、できるところから積極的に推進してまいります。

問 今立ち上げている行財政改革のテーマとして扱えれば理想的ではないか？

答 財源確保については行財政改革のテーマと考えており、検討してまいります。

深谷市の環境行政について

問 最近相談件数の多い従来の産業型ではなく都市生活型の感覚公害（騒音・悪臭・光害）についての認識と防止対策についてどう考えるか？
答 現在深谷市は騒音規制法

新市まちづくりについて

今井俊雄

問 新市15万市民に対して、あらゆる機会に新市まちづくりの期待や不安について説明すべきである。

答 新市まちづくりについては機会あるごとに懇切丁寧に説明することが行政責任と考えます。

問 このことから市民の皆様に対し、公正・公平・公開を原則に、あらゆる機会を通じ説明してまいります。

問 平成18年度から合併特例債を有効活用し、新市まちづくり、特に目に見える「地域要望の施設整備関係補正予算」を計上すべきである。

答 岡部・川本・花園・深谷未整備地区に体育館併設の公民館を早急に建設すべきである。

早かれ遅かれ3地区の総合支所は閉庁が予想されるので支所の役目、地域文化歴史の継承やコミュニティのシンボルの館を整備することが平等であり、目に見える、体感するまちづくりである。要望の強い公民館及び他の

道路の安全について

今村三治

問 側溝のフタかけや押しボタンや標識をふやせ。

答 市内をよく見てまわり安全対策に努めます。

商工振興策について

問 商工振興策についてだが、具体的な案はあるのか。また、市民のアンケートを求めたり、農協、工業用地連絡協議会や商店連合会、商工会議所、各種団体と積極的に話し合い、市政活性化対策委員を設置し、検討すべきでは。

答 現状施策に加え、さらに市民や企業のニーズ把握に努めてまいります。

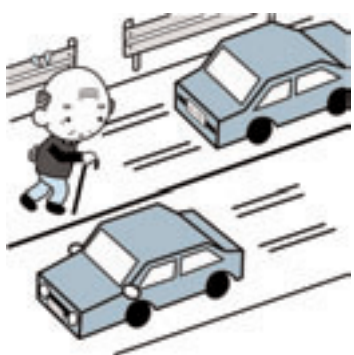
公民館、自治会について

問 公民館、自治会会計で不透明なところもあるようだが、市の指導はできないのか。

答 適切に対応してまいります。

旧市街地活性化について

問 空き家排除に補助を。現状では、合致した補助



制度はございません。

問 ワンマンは契約違反では。常時ワンマン乗車は契約違反です。

問 こみ収集所の当て逃げは。事故後の対応等について厳重に注意し、早急に修理させました。

問 従来の教育とゆとり教育に比べて。従来の教育とゆとり教育、どちらが大事か。

答 学習指導要領に従って行っていきます。



の規制地域に全域が指定され工場・作業・駐車場・深夜営業騒音等の状況により各々規制値が定められ、悪臭防止法及び県条例の規制地域に全域指定され、物質濃度・臭気指数により、用途別に規制されており。感覚公害については問題発生後の対応に難しい点があり、法令に基づき感覚公害に対処してまいります。

問 悪臭については、濃度測定規制と共に、人間が感じる嗅覚測定法による臭気指数の基準を導入。また、悪臭防止法に関する規制・特定に関する事務が市町村長の自治事務となった。条例等整備する必要があるのでは？

答 臭気指数による全ての事業所に対する規制が本年10月より開始されます。条例については研究してまいります。

